

文教厚生常任委員会会議録

日 時 令和2年7月20日（月曜日）13時30分～14時22分

場 所 羽幌町議会議場

出席者 小寺委員長、平山副委員長、金木委員、村田委員、舟見委員、森議長
ワザハバ 阿部議員、工藤議員、逢坂議員

事務局 豊島事務局長、嶋元係長

小寺委員長 13:30～13:31

それでは、これより文教厚生常任委員会を行いたいと思います。

本日の調査事項については、福祉ハイヤー事業の実績についてです。昨年10月17日に文教厚生常任委員会がありまして、中間報告ということで説明を受けております。1年経ったことにより、実績の報告が挙がっていますので、それについて説明していただきたいと思います。

また、新年度アンケートを行っておりまして、その集計結果も出ておりますので、併せて、説明のほうをしていただきたいと思います。それでは、説明のほうをお願いいたします。

1 福祉ハイヤー事業の実績について

担当課説明

説明員 福祉課 木村課長、山川係長

木村課長 13:31～13:39

皆様、ご苦労様です。今、委員長がおっしゃったとおり福祉ハイヤー事業につきまして、昨年度、一度中間報告として報告させていただいておりますが、今回、令和元年度分の1年間の実績が終了したということもありまして、報告させていただきます。

それでは、さっそく説明させていただきます。座って説明させていただきます。

それでは、まず皆様御存じかと思いますが、福祉ハイヤー事業の概要についてであります。対象者に初乗り運賃相当のハイヤー券を交付するものであり、最重度障がい者へは24枚、重度障がい者へは12枚、80歳以上の高齢者へは12枚交付するものであります。昨年度の初乗り運賃額につきましては、平成31年4月から9月末までが610円であり、10月以降は620円となっております。

それでは、予算執行状況であります。3月末現在、障がい者につきましては、例年の実績を基に予算を計上しており、予算額76万3,000円に対しまして、支出額が60万6,590円、執行率79.5%となっております。

次に、高齢者分ですが、初めての事業ということで、対象者の7割利用を見込みまして予算計上をしております。予算額575万6,000円に対し、支出額293万4,400円、執行率51%となっております。全体での執行率は54.3%となっております。

次に、高齢者分の詳細につきまして説明いたします。まず、交付状況であります。3月末現在、対象者1,037人に対しまして、交付人数は644人、交付率62.1%でありました。交付人数644人のうち、1回以上利用した人は517名であり、12回全てを利用した人は254人です。交付を受けましたが、1回も利用しなかった人が127人ほどいた状況でありました。

次に、交付数に対する利用率であります。金額で表示しておりますが、交付したハイヤー券を全て利用した場合の金額が交付額ということになり、交付数に対する利用率は、障がい者分が54.5%、高齢者分が62.2%という状況でありました。

次に、高齢者分の利用状況であります。町内2業者の合計利用回数は、2業者合わせまして4,775回となっており、交付対象者1,037人全て利用した場合は、1万2,444回となりますことから、交付対象者を基準とした利用率は38.4%という状況でありました。

次のページを御覧願います。こちらは、福祉ハイヤーの申請及び交付状況を月別に表したものであります。左側の対象者数と右側の交付率につきましては、累計の数値を記載しております。亡くなられた方を減額するなどの反映はされておられません。対象者が当初に比べ3月が増えているのは、新規障害手帳の交付や転入者による増加であります。御覧のとおり申請及び交付につきましては、4月に集中し、4月に9割以上の申請・交付が実施されていることとなっております。

それでは、次のページを御覧願います。こちらにつきましては、S1と表示されているのが最重度障がい者、S2が重度障がい者、Kが高齢者となっており、町内2業者の月別の利用状況であります。原課といたしましては、冬期間の利用増を見込んでおりましたが、今回の冬の雪が少なかったことやコロナウイルスの影響が多少なりともあったのかと思いますが、冬期間の1、2月の利用は、それほど原課が見込んでいたほど増加していなかった状況にあります。

最後に、次のページを御覧願います。6月末時点でのアンケートの集計結果であります。対象者へは、3月に申請書とアンケート用紙を同封して送付しております。6月末現在で回収した枚数は、335枚となっております。質問項目につきましては、「福祉ハイヤー事業についてどう思いますか」ということで、理由も教えてくださいという内容となっております。「よい」が319件、95.2%、「悪い」3件、0.9%、「どちらでもない」が13件の3.9%となっており、「よい」に対する理由は、便利、助かる、ありがたいなど

が大半を占め、右側に記載している件数178件等の数字が記載されていますが、それは、内容が同じような内容があった件数を記載しております。あと、「悪い」に対しての理由につきましては、自己負担額の差が出るなど、あと、一律負担にしてほしいなどが主な内容となっております。「どちらでもない」につきましては、離島の利用できない状況や、回数1回につき1枚の使用に限定していますが、自由に使わせてほしいなど、あと、枚数が少ないなどの理由が主なものであります。最後に自由記載ということで、自由に記載の項目も設けておまして、一番多いのが枚数を増やしてほしいや、料金の増額が一番多い自由記載となっております、そのほか、継続してほしいのほか、家族で共有してほしいなど、苦前方式にしてほしい、70歳からの利用にしてほしい、あと、先ほど意見もありましたが、1回に使える枚数を自由にさせてほしい、あと、ガソリン券とハイヤー券を選べたらいいなどの記載のとおりとなっております。現時点でのアンケートの集計ですが、随時、申請件数は少なくなっていくと思いますが、アンケートは継続して回収しているところであります。以上、簡単ではございますが、福祉ハイヤー事業の実績について、説明を終わります。

－主な協議内容等（質疑）－ 13:39～14:22

小寺委員長 それでは、質疑に移りたいと思います。質疑のある議員の方については、挙手にて質問していただきたいと思います。いかがでしょうか。

村田委員 それでは、ちょっと確認ですけれども、1ページ目の交付状況の中の高齢者分ですけれども、対象者1,037人に対して交付したのが644人だということなのですが、その対象者なのに交付を受けに来なかった人に対して、まずどのような啓蒙をしたのか、しているのであれば教えてください。

木村課長 お答えいたします。昨年度につきましては、対象者、対象であるのに交付されていない方もいらっしゃるということで、昨年では冬に入る前にですね、一度広報等で周知をしているところであります。

村田委員 ということは、対象者だけ交付を受けに来ない方には、直接は別に受けてませんよという、そういう案内とか、お知らせは個別にはしていないということですね。

木村課長 お答えいたします。個別にはご案内はしておりません。冬の前に利用が見込まれるのではないかとということで、冬の来る前に広報等で周知しているのみでございます。

村田委員 昨年度がスタートの年ですから、なかなか 100%の人が福祉ハイヤー事業をスタートして、自分が対象だということが分からないということもあるかもしれないですが、せっかくスタートしたのであれば、できれば交付を受けに来ない人に対して、もうちょっと何か、今年はいい方法というのですかね、その周知する方法、考えてもいいのではないかなと思うのですけれども、そういう中で先ほどアンケートのところの集計結果というところに、一番上に 1,193 件と書いてあるのですが、これはちょっとずれるかもしれないのですけれども、今年度も申請をして交付を受けた件数が 1,193 件ということなのですか、ちょっと分からないので教えてください。

木村課長 お答えいたします。議員おっしゃるとおり、ちょっと分かりづらかったかもしれませんが、福祉ハイヤー事業ということで、高齢者のほかに障がい者についてもアンケートを同時に同じようなアンケートを送付している関係で、今回高齢者を分けた千何人ですが、プラス障がい者の分も含んで 1,193 件という結果になっております。…失礼しました。対象者の障がい者の福祉ハイヤーということで、障がい者も対象者ということとなっておりますので、全体で 1,193 件が 4 月、3 月当初対象となっていたということで、そのうちの 335 件が現在回収されている件数ということになっております。

村田委員 すみません。私もちょっと 1,193 件が全ての数字だとちょっと勘違いしたので、ということは、何件交付したかは分からないですけれども、アンケートの回収したのが 335 件ということだと思うのですが、今年もですね、今、二年度目、はぼろ広報も見えていない、余り見ないだとか、色んな人がいると思うので、そこら辺は交付ですね、率を上げるために周知する方法とかは、もうちょっと考えてもいいのかなという感じがします。これはまた 2 年目、またしてみなければならぬから分からないと思うのですけれども、せっかくアンケートといってもよいという方が、ほぼ 95%

がよいという事業なわけですから、そこら辺は検討してもらいたいと思いますし、もう少しアンケートの中で、やっぱり先ほど課長も要望等、枚数だとか金額だとかいろいろ出てきているということの説明でしたが、2年目やってみて前に検討しなくてはならなければ検討していくということだったのですが、今現状でこの辺はやっぱりもうちょっとこうしたらいいなという部分ですね、このアンケートの結果も踏まえて利用しづらいとか、それから、ここら辺は平等性に欠けるという部分で何か今の段階で検討材料として考えているものがあれば教えていただきたいと思います。

木村課長 お答えいたします。現時点ではということではないのですが、今後、理事者も含めて来年度予算に向けて検討はしていくということになっておりますが、考えられるとすれば恐らく苦前方式という意見も最初のころからありましたし、あと、枚数の問題ですね、あとは年齢の問題なのかなということも今の段階では考えておりますが、ちょっと結果的にどうなる、こうなるは今後の協議次第ではあると思いますが、要素としては、その辺のことが大きいのかなと認識しております。

村田委員 今、課長の答弁の中に、私も町民の意見の中に年齢制限という部分もですね、80歳がいいのか、75歳がいいのかということも検討材料だと思うのですが、これは障がい者という部分も含むのかどうかちょっと分かりませんが、年齢だけで区切っていいのかという意見がですね、結構やっぱり私のほうにもですね、75歳、70歳でも車を放して、やっぱりそれを使いたいという方もいらっしゃいますし、逆に言うと元気でバリバリしている方は、認知症になりたくないの90歳でもまだ自分で車を運転して病院に行くという方もおります。これは、それぞれ考え方なのですが、やっぱり自分が聞いた意見の中には、障がい者でなくても免許返納したいとか、色んな方がいて、そこら辺は、もしこれからの要望の中に受け入れるのであれば、このハイヤー事業を利用したいという方を、例えば何ていうのですかね、手を挙げてもらって、その理由でそういう方だったらオーケーだとかという、条件と言うのですかね、そういう部分も考慮していくと、よりこれを使いたいというか何ていうかな、交通手段のない人を助けてあげられるのかなと、これは自分がそう思ったのは、

そういう意見が年齢制限だけで切っていいのかいって、若い人でも使いたい人いるよということもあったので、これはそういう意見として、もし検討できるのであれば、その検討の中に入れてもらいたいと思うのですが、いかがでしょうか。

木村課長 お答えいたします。今、議員のご意見としては聞き入れておきますが、昨年度の常任委員会でも説明したと思うのですが、検討材料に入れないうちではないのですが、免許返納というのにも確かに一つの要素としてあるとは思いますが、やはり昨年度もちょっとお答えさせていただいたのですが、車持っている人と持っていない人の、ちょっと差が出てしまうのかなという認識もありまして、あと、若い人とかということになりますと、また別の制度として考えていかないといけないのかという認識もありまして、今、議員おっしゃった意見としては、参考といいますか、聞いておきますが、今後につきましては、ちょっと今のところそこまで範囲を広げるかということに関しては、検討はしていない状況でして、今後それ以降のものにつきましても、どのようなことがいいのかは、ちょっと検討材料にはしていきたいと思えます。

村田委員 今回の参考材料としてという部分でいくと、最後のアンケートの集計結果というところに、先ほども答弁ありましたが色々な意見がある中で、検討材料として、できるかどうかは別としてもですね、やっぱり、ここにある意見は、どういう形にしる検討材料の資料として組み入れてもらって、少しでもよりよい制度になるように検討して、いい福祉ハイヤー事業になるようにしてもらいたいと思えます。これは答弁いりません。

平山副委員長 ちょっと確認します。このアンケート集計、アンケートに関してなのですが、すごく件数、回収件数ですか、すごく低いんですよね。それで、このアンケートの内容としましてね、1、2、3、4、4点挙がってますが、このままの項目なのですか。よいに対しての理由。2番目悪いに対しての理由。この項目でアンケートしてるのですか。

木村課長 お答えいたします。今回につきましては、ちょっと高齢者を対象ということで余り複雑なアンケートでないほうがいいのかと思って、まず一

回目ということで、ちょっと実施はしたのですが、まず質問項目が、福祉ハイヤーについてどう思いますか、よい、悪い、どちらでもないにチェックする部分がありまして、そのチェックした理由を書いてくださいということで、よいに書いた人の理由が①、悪いにチェックした人の理由が②、どちらでもないにチェックした人の回答が③という状況になっておりまして、最後は大きく自由記載という形の項目。質問事項的には二項目のアンケート実施になっております。

平山副委員長 アンケートのね、質問項目というの、すごく難しいと思うのですが、私パッとこれ見たときに高齢者の方って、きちんとこれ回答できるかな、自分の思いをだよ、ちょっと疑問に思ったのですよね。それでやっぱり、この回収が335件、かなり低い数になっているのかなと、私ちょっと思ったのですよね。この数に対しては、どのように理解していますか。

木村課長 お答えいたします。1,193件分の335件と記載されてはいるのですが、実際、申請のときに持って来る人がほとんどでして、ちょっと申請されていない方は、アンケートだけ持って来るという方が今のところちょっとほとんどいないといえますか、申請と同時に持って来る方がほとんどなものですから、アンケートの回収としては、5割、半分程度は持参して来ていただいていますので、初回ということもありましたが、この程度なのかなということで、ある程度の回収はいただいたのかなとは思っているところであります。

平山副委員長 今、私、回収方法はどのようにしているのですかと聞こうと思ったのですが、今、課長のほうから答弁ありましたが、結局、回収方法としたら役場に直接持って来る方法しか考えてなかったのですか。

木村課長 お答えいたします。当初、アンケート始めたときは、役場と健康センターのほうに回収箱は置かせてもらった状況、2か所に回収箱を置いた状況であります。現在、ほとんどが申請のときに持って来ることだったものですから、健康センターの回収箱は今のところ確か置いてないかなと思うのですが、健康センターに持って来る可能性もありますということは、健康支援課のほうの職員にも言っておりますので、回収は可能

かと考えております。

平山副委員長 そうすると、交付人数が644件ですよね。先ほど村田議員も言っていたと思うのですが、やっぱりこの何ていうの、利用率というのかな62.2%、これも私としては、余り高い数字ではないなと思っているのですよね。ですから、その辺のあたりでアンケートの回収についても、もう少し工夫をしてもよかったのではないかなと思うのですよね。やはり高齢者となりますと、車を持っていない方とかいらっしやいますよね、そういう方たちが、健康センターに持って行くとか、それも大変なことではないのかとちょっと思うのですよね。ただ、先ほどの課長の答弁ですと、やや満足、この回答件数がね。満足しているような言い方をしてましたのでね。私はちょっと満足ではない、自分自身はね、思ってます。もう少し工夫してもいいのではないかなという思いがあります。それともう一点、先ほど予算執行に7割利用の見込みで予算していますが、利用率としては62.2%、担当課としては7割に近い実績で、何ていうのかな…よいと、よいと思っているのか、ちょっと単刀直入にその辺ちょっとお聞きします。

木村課長 お答えいたします。7割といいますか、最後の利用状況のほうで説明させていただきましたが、対象者数が全体の7割で予算を組んでおりますが、実際は1,037人に対しての利用率は38.4%ということでありましたので、当初担当課が見込んでいた数よりは、ちょっと少ないのかなという認識は持っておりました。

平山副委員長 せっかく、いい制度がありますのでね、何とか今の現状でも利用してもらおう高齢者を、何ていうの、ひとりでも多くね、利用してもらおうような、もう少し私は工夫が、私は必要だと思いますよ。その辺どうでしょうか。

木村課長 工夫と言うか、その辺の枚数等も含めまして、今後検討していきたいなとは思っております。昨年度、今年度につきましては、2年目ということもありまして、昨年度一年間で644名の交付だったのですが、現時点の実は6月末現在で、新年度、令和2年度2年目の事業ですが、669件の交付がありまして、去年の一年間より、もう既に50名ほど増えているので、

少しずつは…周知の仕方にも今後考えないといけないと思うのですが、段々浸透して行って、増えていってこればなという認識も原課では持っているところではあります。

村田委員 すみません。もう一つ確認させてください。最後のページの集計、アンケートの集計結果の④番に、家族に該当者がいるときは共有可にしてほしい、3件と書いてあるのですが、例えば80歳以上の夫婦が両方交付を受けると24枚もらえますよね。そうしたら、1枚で2人乗って行って買い物行ってもいいということが基本だと思うのですが、どうしてこの、この家族が該当者がいるときに共有可にしてほしいっていう、こういう要望が出てくるのがちょっと分からない。そこら辺教えてください。

木村課長 お答えいたします。アンケートした方に直接ちょっと聞いたわけではないのですが、想定されるのが、恐らく家族に該当者がいる場合ということで、夫婦でいる場合、12枚、12枚、先ほどおっしゃったように24枚もらえますが、基本的にひとり、身分証明も含めてひとり12回ということなのですが、片方が10回しか乗らなかったと、残り2枚余っている分を奥さん使ってもいいのでないかという意見ではないかと原課では認識しております。

村田委員 そこら辺の使い方、今の課長の答弁でいくと、全部で24枚だけど、トータル的には22回、2枚余したことになるのかな。ちょっと…私もちょっと分からないですが、このルールの中に、家族だと当然1回例えば買い物行くのにタクシーは最大でいけば4人乗れるのかな、3人乗れるのかな、4人か、前も使えば4人乗れる、ひとりが該当者であれば、あとほかの人は友達だろうが、家族だろうと一緒に乗れるというのが多分基本ですよ。例えば、620円で到達できない人、到達、目的地まで。行けない人が、例えば隣近所で一緒に行こうよと言ってお互いの券を1枚ずつ出すと620円が1,240円、そういう使い方が、じゃ、できるのかどうかという疑問も起きてきて、もうちょっと何か…利用の仕方の、その何ていうのか、運用の仕方というのかな、そこら辺は、そういう実例を合わせて周知しているのか、ただ単に交付したときにどういう使い方を指導しているのか、そこら辺ちょっと、どういう形でやっているのかお

聞きしたいなと思います。

木村課長 お答えいたします。交付するとき利用のチラシを一緒に付けて交付しております。基本的にはひとりですね、該当者が1名乗ってればほかの人もあと3人ですか、乗ることはできるのですが券は1回につき1枚限りの初乗り分ということで、制度的には周知しております。

村田委員 そこら辺も利用しやすくと言ったら何なのですか、ひとりでなくて、例えば2人、3人で乗ったときにそれぞれ持っていれば上手に使えるっていう方法がいいのか悪いのかも検討してもらいたいなど、特に、自分たちの原野のほうは620円では全然足りなくて、自分の家は1回タクシー3,000円くらいかかるので、そこら辺はですね、十分上手に利用できるよというのですかね、検討してもらいたい、検討材料の一つになるのかなと思うので、よろしくお願いします。もし、答弁があればお願いします。

木村課長 お答えいたします。制度的にはちょっと枚数の使い方についても、ちょっと意見があるのは確かですので、現時点で実際やるにあたっては、ハイヤー業者ができるのかどうかなど、いろいろ要素は、できるかどうかの確認など色んな要素あると思いますが、枚数につきましては、出し方、利用の使いやすいやり方につきましては、ちょっと今後も検討していきたいと思います。

金木委員 離島のね、方の声も幾つか出てますね。確かにそうだなとは思っていますよ。なかなか離島の方だとね、普段使いづらい、羽幌に出て来たときぐらいしか使えないのかなと思うのですが、実際、離島の、離島で交付されている方の利用状況について、何か特別調べてみたり、あるいは、ここに載っている問題として、今度は離島の方にはこういうふうにしようかとかね、必要かなという気もするのですが、その辺、離島の方についての状況、方法何か考えているかどうかお願いいたします。

木村課長 お答えいたします。離島について特別というのは今のところは、ちょっと検討考えてはおりません。離島の方で交付した方も実際使用されてい

る方もいますので、フェリーで来ていただいて、フェリー会社から買い物なのか病院なのかという利用の仕方ということで、利用してもらっている状況と認識しております。

金木委員 当然ね、そういうことで用事があって羽幌に出て来たときには、当然使うのでしょうかけれども、やはり使用率というのかね、その辺ではやっぱり町場の人とはちょっと違うのかなと実態はね、あるのではないかなと思うのですよ。それで、離島にある小型運輸にも利用可能にしてほしいという声もありますから、「はい」そうしますとは言えないでしょうけれども、その辺の状況もね、業者の方と連絡を、協議するなりして、やはり離島の中においても利用できる方法をね、模索していったらあげべきではないのかなと思います。あと、アンケートを取ったのは、今回利用者というのか高齢者の方が対象なのですが、ハイヤー事業者には、2社ありますけれども、ハイヤー事業者に対するこの改善方法だとか、もっとこうしてくれればいいのか、そういう業者の方と相談、協議なんかをしてきたのかどうか、その辺はどうでしょうか。

木村課長 お答えいたします。回数は少ないですが、2回ずつほどだったと思うのですけど、ハイヤー会社とも打ち合わせしまして、どういう方法が可能かなども含めて話し合っていますので、今後も、もし内容を変える等になりましたら当然ハイヤー会社も含めて協議していかなければならないと認識しております。

金木委員 ハイヤー会社では、お客さんから預かったチケットか、券を月末集計なのですか。どのようなお金のやり取りというのか、動きはどんな方法でハイヤー業者の方とのやり取りになるのか、簡単に説明お願いいたします。

木村課長 お答えいたします。月末締めで、次の月の早いうちに請求書をいただきまして、チケットも同封していただきますので、利用したチケットをうちのほうで審査しまして問題なければ支払うということで、月単位で支払いをしているところです。

金木委員 ある方からね、ちょっと声が聞かれたのですけれども、やはりこのチケットを申請するなり、受け取りに行くためには、歩いて行けないのでタクシーで行くと、役場までね、出向かなければ駄目だと。タクシー券もらうのに自分でまたタクシー代払って行くのは、どうなのだろうかというね、声もあって、郵送ができれば一番いいのでしょうけれども、その辺をもっとね…改善する方法はないのかどうか、金券だから必ず役場に来てもらわなければ駄目なのかどうか、その辺はどうなのかな、もっと改善、違う方法で配付するなりという方法、本当はないのかどうか、その辺はどうでしょうか。

木村課長 お答えいたします。議員おっしゃるとおり、やはり金券ということで、なかなか送付のほうには、ちょっといろいろあるのかなということで、今回のコロナのクーポンの関係でも話はいろいろ出てたと思うのですが、うちに限ってはですね、できれば来れない方は代理人でも全然オーケーですので、本人の名前を記載していただいて、ヘルパーさんなど近所の方でも結構ですので、代理の方でも結構ですので窓口に来ていただければというような感じで、今まで実施してきているところであります。

森 議 長 総体としてですね、やはり利用率が4割満たないというのは、恐らく担当課としても想定外だと思います。これはやっぱりそれなりの理由がきっとあると思うのですが、そういうことも含めてアンケートを取ったのだと思います。私の印象としては、やはり、このアンケートでは利用しない人たちの声が多く吸い取れてないのでないかと、一つの理由としては、先ほど説明もありましたけれども、アンケートを出している人が申請されている人が多いということで、申請されなかった人の声がまずアンケートの中には、基本的にないというのが現実です。その部分だけでも、アンケートだけではなくて、今現在、担当課としてですね、利用率が4割満たない、交付率も62ということになっていますけれども、実際に一度も使っていない人が120いるってことは、交付状況も半分程度という現実ですから、事実上ね。それは、なぜこの程度で済んでいるのかというのを、アンケートの結果も含めてで結構ですけど現時点でどう判断しているかということ、まず課長の考えとしてお伺いしたいと思います。

木村課長

お答えいたします。確かに利用されていない方の意見が、ちょっとなぜ交付されていないとかというのがちょっと確認できないというところが、議長おっしゃるとおりだと思いますので、そちらにつきましては、当初申請でなくても健康センターや役場に箱を置きますのでということをやったのですが、やはりなかなか回収が難しいということで、今後、その回収方法を検討していかなければならないなという認識は、1年やって1回やって思っております。あと、利用率につきましては、確かに当初予定していたよりは少ないなという原課での認識があるのですが、今後、なぜ利用しない方の意見を聞かなければなかなかいけないのかなということもありまして、今年はちょっと若干増えてはきていますので、年々増えてはいくのかなという認識はあるのですが、現段階では、やっぱり利用されていない方の意見を聞きたいということは、常々思っておったところでありますので、今後につきましては、その利用されていない方の意見をどう回収するか検討していきたいと思っております。

森 議長

説明の中でも、これは一回目だからということでしたので、時期とかタイミングについては、今考慮中だと思いますけれども、加えて、今言ったニーズ、課長自身が同じ問題意識を持っていますので、そこを把握しないと制度は新しくすることもなかなか難しいと思いますので、やはり住民のニーズに合ったような形にできるだけ近づけるということは、そういう情報を持たない限りできないのではないかなと思いますので、何らかの形でそういう努力をするようお願いしたいと思います。あと、具体的には意外だったのがですね、よく聞いたのが枚数が少ないと、6回病院行ったらもうそれで終わりで、というような話を聞いたのですが、ところが、だけど全部使った人が意外と少ないということも、ちょっと意外な数字であります。先ほどの関連ですけれど、なぜそういうことがあるのか、もしくは、個人負担が非常に、場所によっては大きいという声も同時に聞きますので、そういうことを把握するのにも、把握するような項目を、もしくは、聞き取り、アンケートで受動でなくて、例えばヘルパーとか何らかの形を含めた中で、聞き取り調査みたいなこともやらなければ出てこないのかなという気がしております。あと、来年度に向けてということなのですからけれども、やっぱりこの本来の目的は何点かあったと思います。当然、高齢者が利便、生活を利便にしたいというこ

ともありますし、免許返納を進めたいということもありましたので、そういう観点からするとですね、予算についても、さほど私個人としてはですね、劇的に羽幌町に住む老人の生活スタイルは変わるというようなところまで、やれる要素を含んでいる事業ではないかなと思いますので、前向きにですね、先ほど言った何点、これだけではないですよ。本当は言いだしたら長いので省略しますが、も含めてですね、やっぱり喜ばれるような、実際使いやすいような制度に向けてですね、論議を重ねて結論を出してもらいたいと思いますし、今の段階では、今日のやり取りだけでは、去年のアンケート調査ということで、今後どうしたいということは一切まだ出てきておりませんので、一定の時期を見計らってですね、結論が出てからじゃこれでというのではなくて、やはり一定の原案の出た段階で委員会等でですね、また議員との議論を深めるようなタイムスケジュール含めてですね進めてもらいたいと思いますけれど、後段のタイムスケジュール含めた部分について、答弁お願いいたします。

木村課長 お答えいたします。恐らく制度を変える、変えないとなりますと当然来年度予算に反映されるということになりますので、恐らく来年度予算提出が11月いっぱいぐらいが例年ということでありまして、その前までに方向性を決めて、変える、変えないも含めまして、どうする、こうするも含めまして予算計上前には議員皆様の委員会を通してですね、お諮りをする形になるのかなということ考えております。

小寺委員長 ほかにございませぬか。(声なし) 私から一点、まず福祉ハイヤー事業のですね、根本的な目的なのですが、自分の認識としては、なかなか家から出れない環境をこの事業によって外に出てもらおうというものなのではないかなと思うのですが、目的をもう一度教えていただいてもよろしいでしょうか。

木村課長 お答えいたします。高齢者の外出機会の向上といいますか、要綱上で目的をうたっておりますが、日常生活又は社会生活の活動を容易にして福祉の増進を図るといような目的で実施しているところであります。

小寺委員長 高齢者というくくりを今回新たに条例を改正して組み入れたわけですね

れども、昨年ですかね、2年くらい前に乳幼児、子育て世代のお母さんたちとの意見交換会を行いました。その際に、乳幼児、小さい子供がいるお母さんが、なかなか外に出られない、例えば、夫婦で車を一台しか持っていないで旦那さんが車を乗っていったら奥さんと子供でね、外に出れない、町の行事、すこやかセンターでやっている事業にも行きたいのだけれども、子供を連れて、車もなく運転もできず参加することができないという声もあったのですよね。福祉という観念でいうと、そういう子たちもですね、含めて、親もですね、サポートする事業にもね拡大することもできるのではないかなというふうに自分なりには思っているのですけれども、今後の検討にはなると思うのですが、高齢者の年齢だけではなくて、乳幼児の親ですとか、交通弱者ではないですけれども、そこも含めて検討していただきたいなというふうに思うのですが、その辺はいかがでしょうか。

木村課長 お答えいたします。確かにどこまでの範囲ということを用いて、いろいろあるとは思いますが、確かにひとり親の方は、子供が熱出したときには困るときもあるという意見も確かに原課では認識はしてはいるのですが、現時点では、ちょっとどこまで、どうこう救える、若い世代のひとり親を対象にするなど、また、恐らく別の制度ということになるのかなと考えられておりますので、今後、どこまで可能なのかも含めてちょっと検討材料の一つとして、認識していきたいと思えます。

舟見委員 福祉ハイヤーという事業ですけれども、介護施設がやっている介護タクシーとかを使えるように制度の拡充とかは、考える予定はないのでしょうか。

木村課長 お答えいたします。現時点では、介護のほうは介護のサービスということで利用しているのかなと認識しておりますので、そちらとの繋がりでは、今のところ検討材料というか、検討していないところであります。

舟見委員 この中には、障がい者、重度障がい者おられますよね。その方たちというのは、要するに車椅子でないとなかなか使いづらいという面があるので、それで、福祉ハイヤーというのは、実情は、自分でやっぱり乗り

降りをしなければならないということだと思うのですよね。それで、少しそういう面に拡充をしていただけないかなという希望です。どうでしょうか。

木村課長 お答えいたします。アンケートにもありましたが、介助、車椅子が乗れる車であればいいなどのアンケートも確かにあることはあるのですが、ちょっと確認してみないとあれなのですが、僕の認識では、ハイヤーさんも車椅子であれば運転手が介助して乗せていただけるという、もし違ったら申しわけないですけど、という認識でいたものですから、その介護タクシー的な介護制度をもったものとは切り離して現在考えているところであります。

舟見委員 分かりました。ありがとうございます。

小寺委員長 そのほか質疑ある方いらっしゃいますか。(声なし) それでは、ないようですので、今日の委員会のほうを終了したいと思います。お疲れ様でした。